

日本ポリエチレン製品工業連合会

会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は日本ポリエチレン製品工業連合会と称する。
- 第2条 本会は全国のポリエチレン製品に関する日本ポリエチレン重包装袋工業会・日本ポリエチレンラミネート製品工業会・日本ポリエチレンブロー製品工業会及び日本フラットヤーン工業組合相互の緊密な連繋並びに親睦を図ると共に、斯業の健全な発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会の事務所は東京都に置き、必要に応じて従たる事務所を置くことができる。

第2章 会 員

- 第4条 本会の会員は正会員及び特別会員とする。
2. 正会員は第2条の3工業会及び1工業組合を会員とする。
 3. 特別会員はポリエチレン等原料製造業者並びにポリエチレン工業と密接な関連を有する法人並びにポリエチレンに関連ある事業を営む法人とする。
- 第5条 本会に特別会員として入会しようとする者は、入会申込書を提出し理事会の承認を得るものとする。特別会員は別に定める会費を納入しなければならない。
- 第6条 本会を退会する正会員は、原則として6ヶ月前に所属する工業会・工業組合の会長にその旨を連絡するものとする。また、本会を退会する特別会員は、原則として6ヶ月前に本会会長にその旨を連絡するものとする。退会した正会員、特別会員は、理事会・総会にて報告する。なお、退会した正会員、特別会員の会費は返却しない。また、期中退会の場合は当期の会費は支払い、返却しないものとする。

第3章 役 員

- 第7条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|-------|-----|
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 3名 |
| 理 事 | 若干名 |
| 監 事 | 1名 |
2. 連合会会長は、3工業会・1工業組合の会長・理事長である正会員企業から順番に選出し、理事会での承認後、総会での承認を得て就任する。連合会会長以外の各工業会・工業組合の会長・理事長は副会長となる。連合会会長を選出する工業会・工業組合の順番は以下の様にする。
- ブロー製品工業会 ⇒ 重包装袋工業会 ⇒ ラミネート製品工業会

⇒ フラットヤーン工業組合 ⇒

3. 連合会会長及び副会長の本選出・就任方法は、2023年度から適用する。
4. 理事及び監事は総会において正会員である3工業会及び1工業組合の会員から各工業会会長・工業組合理事長の承認を得て、会長が任免する。但し、理事の内1名を専務理事として、会員外から選任することができる。
5. 専務理事は理事会での承認後、総会での承認を得て会長がこれを任免する。
6. 事務局長は理事会での承認後、総会での承認を得て会長がこれを任免する。

第8条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故等でその職務を遂行できない場合は、その職務を代行する。代行職務の分担は専務理事策提案を副会長3者で協議して決する。
3. 理事は重要事項の審議に当たるものとする。
4. 専務理事は会長及び副会長を補佐し、理事会の議を経て事務局を総括し、会務を処理する。
5. 監事は本会の財務を監査する。

第9条 連合会会長の任期は2カ年とし、再任は不可とする。また、連合会会長以外の役員の任期も2カ年とするが、再任を妨げない。

2. 役員の任期は、役員改選のために招集される総会の日をもって、その任期を終了したとみなす。
3. 補欠で選任された役員及び任期途中交代の役員の任期は前任者の残任期間とする。

第10条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

第11条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局に関し必要な規定は、理事会の議を経て会長がこれを定める。

第4章 会 議

第12条 会議は総会及び理事会とし、第2条の目的を達成するため開催する。

第13条 総会は理事及び監事並びに正会員の総会代表を以て構成する。総会代表は別に定めるところにより選任する

第14条 総会は通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年6月末までに、臨時総会は必要に応じて理事会の議を経て、会長がこれを招集する。また、3分の1以上の役員が要求ある場合は、臨時総会を開く事が出来る。総会には役員選任・経費の予算・決算・事業の計画及び報告その他重要事項を附議する。

第15条 総会は構成員総数の過半数の出席を以て成立し、出席人員の過半数を以て決する。

第16条 総会の議長は会長が当たる。

第17条 理事会は理事を以て構成し、必要に応じて会長がこれを招集する。

2. 理事会は重要事項の審議の外、総会附議事項を審議する。

3. 理事会の議長は会長が当たる。
4. 理事会は構成員総数の過半数の出席を以て成立し、出席人員の過半数を以て決する。
- 第18条 本会の目的を達成するため必要に応じて、部会・委員会等を設けて特別に調査審議することができる。
- 第19条 なんらかの事情により、総会・理事会の集合開催（会議室での開催）ができなくなった場合は、会長の判断・指示により、緊急的な代替手段として総会、理事会の構成員に議題内容の書面を送付し、書面での決議により総会・理事会を開催する事ができる。また、同様にウェブ会議や、集合開催とウェブ会議を併用して総会・理事会を開催する事もできる。

第5章 弔事規定

- 第20条 日本ポリエチレン製品工業連合会会員の弔事の際は、弔電を打電する。会員とは原則として代表者（1名）及び各工業会・工業組合の例会等の会合への参加者をいう。弔電は三者（本人、配偶者、実父母）ともに打電する。

第6章 財 務

- 第21条 本会の経費は会費及び寄付金を以てする。
- 第22条 本会の会費は別に定めるところによる。
- 第23条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。
- 第24条 監事は決算報告書を監査し、意見を附して会長に報告しなければならない。

附 則

- 第25条 本会則の改廃・変更は、業務・財務委員会での承認を得た後、理事会に於いて決議した後、総会に於いて決するものとする。
- 第26条 本会則は昭和45年10月1日よりこれを施行する。
- ・昭和45年10月1日 改編制定
 - ・平成18年4月1日 改訂
 - ・平成19年4月1日 改訂
 - ・平成22年4月1日 改訂
 - ・2020年9月1日 改訂
 - ・2022年7月1日 改訂

2022年7月1日

日本ポリエチレン製品工業連合会
会長 萩原 邦章

